

議員発議案第2号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取組は待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取組である。

よって、国会及び政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、ドライバーの安全運転を支援する先進安全装置の普及等を通じて高齢運転者の安全運転支援に取り組むこと、また、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院等に困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗り合いタクシーの導入等「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を通じて移動手段の確保を進めるなど、総合的な事故防止対策に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

宮崎県議会

衆議院議長	島理森殿
参議院議長	大山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
経済産業大臣	菅原一秀殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿
国家公安委員長	武田良太殿